

2 令和2年度税制改正

一．所得税関連

1. ひとり親控除の創設と寡婦（寡夫）控除の見直し

(1) ひとり親控除（所 2、81、187、190 等）

- | | |
|-------|---------------------|
| ① 要件 | … ひとり親に該当 |
| ② 控除額 | … 35 万円（住民税は 30 万円） |

(注) 1 ひとり親 … 未婚で次の要件を満たすもので、寡婦・寡夫に該当しない人

- | | |
|---|---------------------------------------|
| イ | その者と生計を一にする子（総所得金額等の合計額 48 万円以下）がいる |
| ロ | 合計所得金額が 500 万円以下 |
| ハ | 住民票の続柄に未届の「夫」「妻」の記載がない（事実婚のパートナーがいない） |

2 ひとり親控除は、給与等、公的年金等の源泉徴収の際に適用可（令和 3 年以後）

(2) 寡婦（寡夫）控除の見直し（所 2、80、措法 41 の 17）

- ① 寡婦控除の特例を廃止
- ② 扶養親族である子を有する寡婦の要件に、合計所得金額 500 万円以下を追加
- ③ 寡婦、寡夫の要件に、住民票の続柄に未届の「夫」「妻」の記載がないこと（事実婚のパートナーがいない）を追加
- ④ その者と同一生計の子（総所得金額等の合計額が 48 万円以下）を有する寡婦控除、寡夫控除を 35 万円に引上げ（現行の寡婦の特例に相当）

(3) まとめ

	本人所得			500 万以下			500 万超		
	配偶関係			死別	離婚	未婚	死別離婚	未婚	
現行	扶養親族 有	子	35(27) 万				27 万		35 → 寡婦控除の特例 27 → 寡婦控除 (27)→ 寡夫控除
		子以外	27 万						
		無	27 万						
改正後	扶養親族 有	子	35 万						35 → ひとり親控除※ 27 → 寡婦控除※
		子以外	27 万						
		無	27 万						

※ 住民税はひとり親控除 30 万、寡婦控除 26 万

(注) 令和 2 年分以後の所得税、令和 3 年度分以後の個人住民税に適用、給与所得者の令和 2 年分の年末調整に適用可

(4) 非居住者である親族に係る扶養控除（所 2、120、194 等）

- ① 30 歳以上 70 歳未満の非居住者で、次のいずれにも該当しない親族は、扶養控除の対象外

- | | |
|---|--------------------------|
| イ | 留学生 |
| ロ | 障害者 |
| ハ | 居住者から仕送りを年 38 万円以上受けている者 |

- ② 年末調整、確定申告の際に、①イハの確認書類を提出等しなければならない。

(注) 1 ①イの該当者の証明書は外国政府等発行の留学生の証明書、①ハの該当者の証明書は送金額等が 38 万円以上を証明書とする。

(注) 2 令和 5 年 1 月 1 日以後に支払われる給与等、令和 5 年分以後の所得税に適用

11 減価償却（普通償却）

1. 償却方法（償却率・耐用年数は巻末の参考資料参照）

(1) 平成19年3月31日以前取得の減価償却資産（法令48①、51、53、法令附則3）

区 分	選定範囲		法 定 償 却 方 法
	旧定額法	旧定率法	
有形減価償却資産 ① ②以外	○	○	旧定率法
② H10.4.1以後取得建物	○	—	—
無形減価償却資産	○	—	—

(2) 平成19年4月1日以後取得の減価償却資産（法令48の2①、51、53）

区 分	選定範囲		法 定 償 却 方 法
	定額法	定率法	
有形減価償却資産 ① ②以外	○	○	定率法
② 建物、H28.4.1以後取得構築物等	○	—	—
無形減価償却資産	○	—	—

（注1） 平成19年3月31日以前に取得し、平成19年4月1日以後に事業供用

⇒ 事業供用日に取得をしたものとみなす

（注2） 定率法 — 平成24年3月31日以前に取得 … 250%定率法

— 平成24年4月1日以後に取得 … 200%定率法

（注3） 平成24年4月1日以前に開始し、かつ同日以後に終了する事業年度で平成24年4月1日以後その事業年度終了日までに取得した資産 … 250%定率法適用可

（注4） 平成19年4月1日～平成24年3月31日の間に取得した資産（平成24年4月1日以後最初に終了する事業年度の申告期限までに届出 … 200%定率法適用可

（注5） 平成28年4月1日以後取得構築物等には、建物付属設備を含む

(3) 選定届出等（法令51②）

① 選定届出…設立等の事業年度の確定申告期限までに届出

② 変更…変更事業年度開始日の前日までに申請

(4) 償却方法の選定の特例（法令51③）

平成19年3月31日以前取得の減価償却資産（旧償却方法適用資産）と同一の区分の資産を平成19年4月1日以後に取得し、償却方法の選定の届出をしていないとき

⇒ 旧償却方法適用資産につき選定した次の償却方法の区分に応じそれぞれに定める償却方法を選定したものとみなす。

① 旧定額法……定額法

② 旧定率法……定率法

2. 償却限度額

(1) 平成19年3月31日以前取得の減価償却資産の償却限度額（法令48①）

旧定額法	有形減価償却資産	取得価額 × 0.9 × 法定償却率
	無形減価償却資産	取得価額 × 法定償却率
旧定率法	—	期首帳簿価額 × 法定償却率

（注） 期首帳簿価額の計算

① 会社計上の期首帳簿価額＋繰越償却超過額

② （会社計上の期末帳簿価額＋当期償却額）＋ 繰越償却超過額

③ （会社計上の取得価額－期首償却累計額）＋ 繰越償却超過額

14 課税標準

1. 所得金額調整控除

(1) 給与等の収入金額が850万円を超える場合（措法41の3の3①）

① 内容

次のいずれかに該当する者の総所得金額を計算する場合には、給与所得の金額から下記②の金額を控除する。

イ 特別障害者に該当すること

ロ 年齢23歳未満の扶養親族を有すること

ハ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有すること

② 控除額

$$(\text{給与等の収入金額} - 850\text{万円}) \times 10\% = \text{控除額}$$

(1,000万円限度)

(2) 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合（措法41の3の3②）

① 内容

総所得金額を計算する場合には、給与所得の金額（上記(1)の適用後）から、下記②の金額を控除する。

② 控除額

$$(\text{給与所得控除後の給与等の金額} + \text{公的年金等に係る雑所得の金額}) - 10\text{万円} = \text{控除額}$$

(10万円限度) (10万円限度)

2. 損益通算

(1) 原則（所69①、所令198、措法31、32、37の10、41の14）

① 内容

次に掲げる所得の金額の計算上生じた損失の金額は、(2)の順序により、他の各種所得の金額から控除する。

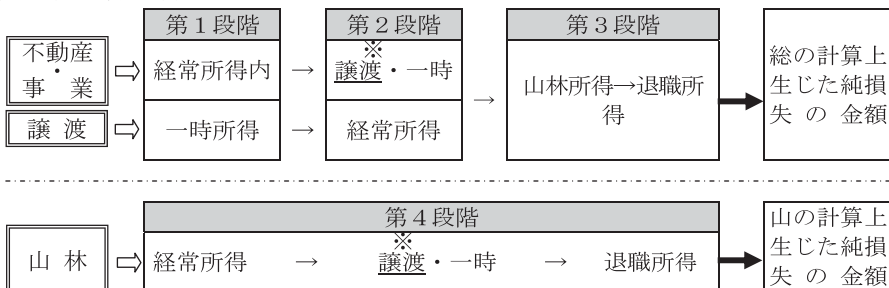
イ 不動産所得の金額

ロ 事業所得の金額（総合課税のものに限る）

ハ 山林所得の金額

ニ 譲渡所得の金額（総合短期又は総合長期に限る）

② 損益通算の順序



(注) 総合長期譲渡所得と一時所得は、損益通算後に2分の1する。